

壬生町土採取事業規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、壬生町土採取事業規制条例（令和 年壬生町条例第28号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特定土採取事業により生活環境に著しい影響を受ける者)

第3条 条例第2条第6号イの規則で定める者は、特定土採取事業における土の搬出に係る車両の通行によって生ずる騒音、振動、道路の破損等により、生活環境に著しい影響を受けるおそれのある当該特定土採取事業の搬出路の付近の住民等とする。

(条例第3条第1号の規則で定める者)

第4条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方住宅供給公社、地方道路公社、日本下水道事業団、土地開発公社及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定による認可を受けた土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合
- (4) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土採取事業に伴う災害発生の防止等に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認める者

(条例第3条第2号の規則で定めるもの)

第5条 条例第3条第2号の規則で定める土採取事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の許可に係るもの
- (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の認可に係る施業案に従って行うもの
- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴うもの
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可に係るもの
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の許可に係るもの
- (6) 土地区画整理法第76条第1項の許可を受けたもの
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可（同法第19

条の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。)に係るもの

- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の許可を受けたもの
- (9) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の許可に係るもの
- (10) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴うもの
- (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可に係る開発行為として行うもの
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出に係るもの
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行うもの
- (14) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出に係るもの
- (15) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の許可に係るもの
- (16) 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第5条第2項の許可を受けたもの
(条例第3条第3号の規則で定めるもの)

第6条 条例第3条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる土採取事業とする。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土採取事業であつて、当該区域内で採取した土を当該区域内のみで使用するもの
- (2) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土採取事業
(周辺住民等への周知方法等)

第7条 条例第7条の規定による周知の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

- (1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会
- (2) 個別訪問による説明
- (3) 特定土採取事業の計画内容等を記載した文書の配付
- (4) 前3号に掲げる方法を組み合わせる方法
- (5) その他町長が適当と認める方法

2 前項の周辺住民等への周知の内容及び結果は、周知内容等報告書（様式第1号の2）に記載しなければならない。

（特定土採取事業の許可に係る手続）

第8条 条例第8条第2項の申請書は、特定土採取事業許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）によるものとする。

2 前項の申請書は、当該特定土採取事業に着手する日の前30日前までに、当該特定土採取事業に係る特定土採取事業場ごとに提出しなければならない。

- 3 町長は、許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該許可申請書を提出した者に通知するものとする。

（土採取計画の設計基準）

第9条 条例第8条第3項の規則で定める設計基準は、別表第1に定めるものとする。

（許可申請書の添付書類）

第10条 条例第8条第4項の同意を得たことを証明する書面は、土地の所有者に係るものにあつては特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書（様式第3号）とし、隣接者に係るものにあつては特定土採取事業に伴う隣接者の同意書（様式第4号）とする。

2 条例第8条第5項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 特定土採取場の位置を示した縮尺5,000分の1以上の地図
- (2) 特定土採取場及びその周辺の状況を示した見取図
- (3) 特定土採取場から国道又は県道までの経路の平面図
- (4) 特定土採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図
- (5) 特定土採取場の土地の採取前の実測平面図及び実測縦断面図に当該土地の採取後の計画地盤面を記載したもの
- (6) 特定土採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (7) 隣接者の位置を表示した図面
- (8) 条例の規定及び当該申請に係る土採取計画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書（以下「誓約書」という。）
- (9) 資金調達に関する計画書
- (10) 特定土採取業者が特定土採取事業の施行に係る工事請負等の契約をした場合は、当該契約書の写し
- (11) 特定土採取場の土地の面積及び採取する土の量の計算書
- (12) 道路使用届出書の写し
- (13) 特定土採取場の土地の登記事項証明書
- (14) 特定土採取事業の許可申請をした者の住民票の写し及び身分証明書（法人にあつては、登記事項証明書）
- (15) 土地の使用権原を証する書類（特定土採取場の土地が自己の所有でない場合に限る。）
- (16) 関係許認可等の申請書等の写し（宅地造成及び特定盛土等規制法、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法、都市計画法、土壤汚染対策法、壬生町法定外公共物管理条例（平成16年壬生町条例第3号）等の規定に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）の申請書及び届出書の写しをいう。宅地造成及び特定盛土等規制法にあつては、協議書の写しも含めるものとする。）
- (17) 2以上の方向から撮影した特定土採取場の現場写真
（条例第10条第2項第5号の規則で定めるもの）

第11条 条例第10条第2項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (3) 暴力団員等
 - (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号のいずれかに該当するもの
 - (5) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - (6) 個人で使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (特定土採取事業の変更の許可等に係る手続)

第12条 条例第12条第2項の申請書は、特定土採取事業変更許可申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）によるものとする。

2 前項の申請書は、当該特定土採取事業に着手する日の前14日前までに提出しなければならない。

3 町長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第6号）により当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。

4 条例第12条第4項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第7号）によるものとする。

(災害等の発生の防止に係る措置の届出)

第13条 条例第13条第2項後段の規定による届出は、災害等の発生を防止するための措置の届出書（様式第8号）によるものとする。

(着手届)

第14条 条例第14条の規定による届出は、特定土採取事業着手届出書（様式第9号）によるものとする。

(許可土採取計画の変更命令)

第15条 条例第16条の規定による変更命令は、許可土採取計画変更命令書（様式第10号）によるものとする。

(停止命令)

第16条 条例第17条第1項、第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による停止命令は、停止命令書（様式第11号）によるものとする。

(措置命令等)

第17条 条例第17条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令又は同条第4項若しくは第5項の規定による是正措置命令は、措置命令書（様式第12号）によるものとする。

(許可の取消し)

第18条 条例第18条の規定による許可の取消しは、特定土採取事業許可取消し通知書（様式第13号）によるものとする。

(完了等の届出)

第19条 条例第19条第1項の規定による届出は、特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書（様式第14号）によるものとする。

(土採取後の措置命令)

第20条 条例第20条の規定による措置命令は、土採取後の措置命令書（様式第15号）によるものとする。

(標識の記載事項等)

第21条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定土採取業者の氏名及び住所並びに連絡先（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第8条第1項、第12条第1項又は第24条第1項の規定による許可の年月日及び許可番号
- (3) 採取する土の量及び土を採取する期間
- (4) 土を採取する土地の面積
- (5) 現場責任者の氏名及び連絡先

2 条例第21条の標識は、特定土採取事業標識（様式第16号）によるものとする。

(帳簿への記載)

第22条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定土採取事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 特定土採取場の所在地及び面積
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 記載者の氏名
- (5) 採取した土を搬出する車両のナンバー
- (6) 採取した土を搬出する業者の名称
- (7) 採取した土を搬出する車両の運転者の氏名
- (8) 採取した土の搬出量
- (9) 採取した土の搬出先
- (10) 作業の内容

2 条例第22条の帳簿は、特定土採取事業管理台帳（様式第17号）によるものとする。

(書類の備付け及び閲覧)

第23条 条例第23条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第8条第3項の特定土採取事業許可（不許可）決定通知書
- (2) 変更申請書及び第12条第4項の氏名等変更届出書の写し
- (3) 第12条第3項の特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書
- (4) 第13条の災害等の発生を防止するための措置の届出書の写し
- (5) 第14条の特定土採取事業着手届出書の写し
- (6) 第19条の特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書の写し
- (7) 第22条第1項の特定土採取事業譲受け許可申請書の写し
- (8) 第24条第3項の特定土採取事業譲受け許可（不許可）決定通知書

(9) 第25条の特定土採取事業地位継承届出書の写し

(10) 条例第27条第1項の規定により提出した報告書及び資料の写し

- 2 条例第23条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第8条第1項の許可を受けた日から条例第17条の規定による取消しをされた日又は条例第19条第1項の届出をした日以後5年を経過する日までの期間行うものとする。

(譲受けの許可の手続)

第24条 条例第24条第2項の申請書は、特定土採取事業譲受け許可申請書（様式第18号）によるものとする。

- 2 条例第24条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住民票の写し及び身分証明書（法人にあっては、登記事項証明書）

(2) 第10条第1項の特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書及び特定土採取事業の許可に伴う隣接者の同意書

(3) 条例の規定及び当該譲受けに係る許可土採取計画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書（以下「譲受け誓約書」という。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 3 町長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第19号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(相続又は合併の届出)

第25条 条例第25条第2項の規定による届出は、特定土採取事業地位承継届出書（様式第20号）によるものとする。

(身分証明書)

第26条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（様式第21号）によるものとする。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

特定土採取事業に係る設計基準

1 掘削工法

- (1) 工法は、平地を掘削する場合にあっては別図第1、斜面を掘削する場合にあっては別図第2に示すところによるものとする。この場合において、掘削又は切土における標準勾配は、次に掲げる土地の地目に応じ、それぞれ次に定める角度（以下「保安角度」という。）以内に保つこと。

ア 山林及び原野 75度

イ 山林及び原野以外のもの 45度

- (2) 災害の発生による危険を防止するため隣接地との境界から掘削をする場所までに必要な距離（以下「保安距離」という。）として、1メートル以上の距離を確保すること。ただし、当該掘削をする場所が道路等の公共物件、家屋等に隣接する場合は、保安距離として、2メートル以上の距離を確保することとし、かつ、当該家屋等の基礎

部分から5メートル以上の距離を確保すること。

(3) 掘削の深さは、平地を掘削する場合は、掘削する前の地表面から5メートルを限度とし、斜面を掘削する場合は、掘削する場所の周辺の土地の最も低い部分よりも低くないこと。ただし、平地を掘削する場合において、5メートルを超えても採取する土が確認される場合は、10メートルを掘削の深さの限度とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、地下水が湧出し、付近の地下水脈に悪影響を及ぼすおそれがあるときは、それ以上掘削しないこと。

2 災害防止対策

(1) 崩壊防止対策

ア 現場責任者は、常時、地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を監視するとともに、計画的な土の採取に努めること。

イ 作業終了時に、落石又は倒木のおそれのある浮石、立木等がある場合には、直ちにこれらを除去すること。

ウ 気象状況等には常に留意し、危険箇所に対し適切な安全対策をとることができる体制を整備すること。

(2) 土砂流出対策

ア 土の採取中に土砂が流出するおそれがある場合には、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土のう積み、土盛堤、柵等の仮設工を行うこと。

イ 特定土採取事業の完了後においても土砂が流出するおそれがある場合には、擁壁、えん堤その他これらに代わり得る施設を築造し、土砂の流出を防止するための対策を行うこと。

(3) 排水対策

ア 土の採取中に表面水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流入しないように処置すること。

イ 次号ア（ア）ただし書の規定による埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をする場合は、法肩線又は水平面に集排水施設を、法面に縦水溝又は斜水溝を、法面と水平面との接合点に集水桝等を設置することその他円滑な排水をするために必要な処置をとること。

ウ 湧水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、水抜きのための水平孔、地下排水溝等の施設を設置し、湧水を排除する措置をとること。

エ 湧水及びウの規定により設置した施設が、周辺の土地に害を及ぼさないよう必要な処置をとること。

オ 平地掘削の跡地に雨水、湧水等によって水が貯留し、当該跡地への転落による事故が発生するおそれがある場合には、速やかに排水ポンプを設置し、貯留した水を除去する処置をとること。ただし、付近に放流先がないこと等により貯留した水のくみ上げが困難な場合は、看板の設置その他事故の発生を防止するための措置をもって排水ポンプの設置に代えることができる。

(4) 特定土採取事業の完了又は廃止の後の対策

ア 平地の場合

(ア) 特定土採取場の跡地の処理は、埋戻しによるものとし、埋戻しに際しては、壬生町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年壬生町条例第6号）第7条に規定する安全基準を遵守すること。ただし、埋戻しによらなくとも、災害発生の防止等を図ることができる場合は、埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をすることができる。

(イ) 埋戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。

イ 斜面の場合

特定土採取事業を完了し、又は廃止したときは、土砂の崩壊、流出等を防止し、及び生活環境の保全を図るため、法面に保護工を施工しなければならない。この場合において、粉じんの発生を防止するために必要な措置をとること。

(5) その他

特定土採取場の跡地の利用に当たっては、周辺的环境との調和に配慮し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物及びこれに類するものの搬入又は投棄をしないこと。

3 公害防止及び保安対策

(1) 特定土採取場の標識及び危険防止等の看板は、周辺の住民等が見やすい箇所に設置し、危険の防止について十分な効果を有するものとする。

(2) 特定土採取場は、関係者以外の者の立入りを禁じ、その周囲をネット柵、とたん堀、板堀等により囲い、かつ、出入口には扉を設け、及び看板を掲げること。

(3) 特定土採取事業の始業時間は午前7時、終業時間は午後6時とする。この場合において、作業中の騒音について隣接者、住民等から苦情があったときは、騒音を防止するために必要な措置をとること。

(4) 特定土採取場からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺的生活環境を害することがないように散水、防じん材の散布、運搬車両の洗車場の設置等の適切な措置をとること。

4 交通対策

(1) 運搬車両の公道への出入口等において、交通に支障があるときは、交通整理員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置をとること。この場合において、通学路等については、特に児童の安全を確保するために必要な措置をとること。

(2) 土を運搬車両に積み込む際には、最大積載量を超えないように留意するとともに、必要に応じて、運搬する土をシートで覆うこと等の粉じんの飛散を防止するための措置をとること。

(3) 路面を汚損した場合には速やかに清掃し、路面を破損した場合には直ちに復旧すること。

5 緑化計画等

(1) 景観その他の見地から保存が必要な樹林については、できる限りその全部又は一部の保存を図るものとする。

(2) 特定土採取場の跡地の法面については、原則として、緑化を図ることとし、周辺の

状況及び特定土採取事業の着手前の状態を考慮し、次号から第5号までに定める植栽又は植樹を行うものとする。

(3) 土の採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植栽及び植樹を行うことにより、緑地の復元を図るものとする。

(4) 前号の場合以外の場合には、植栽又は種子吹付けを行うものとする。

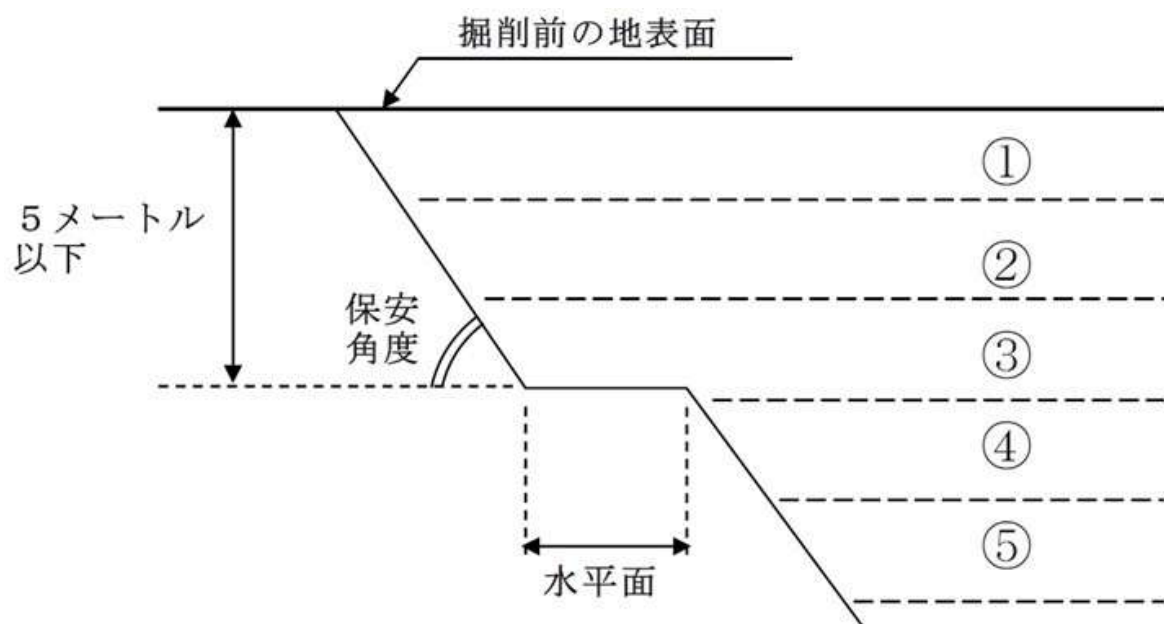
(5) 特定土採取場の跡地の法面は、原則として、植栽及び植樹により保護すること。

別図第1

平地における土採取の工法

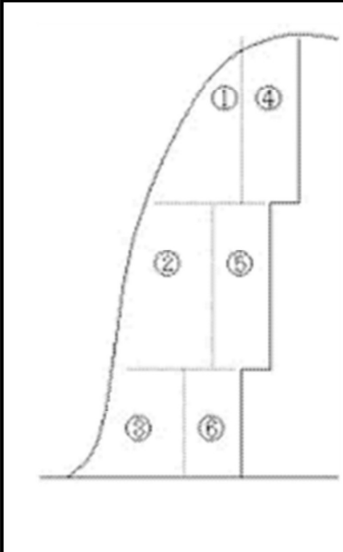
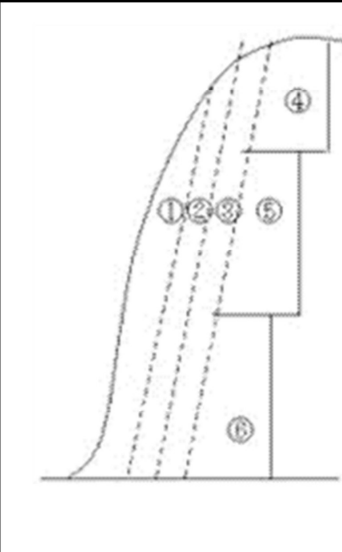
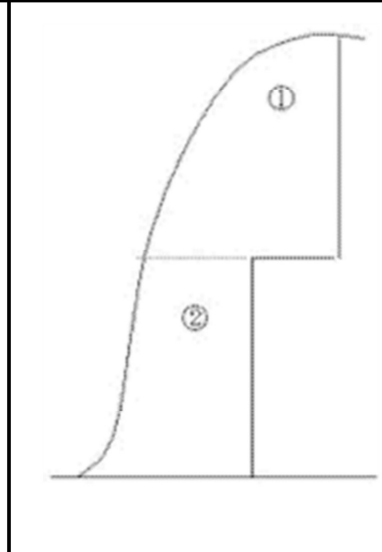
備考

- 1 ○数字は、掘削の順番を示す。
- 2 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅2メートル以上、それ以外のものにあっては幅1メートル以上とすること。

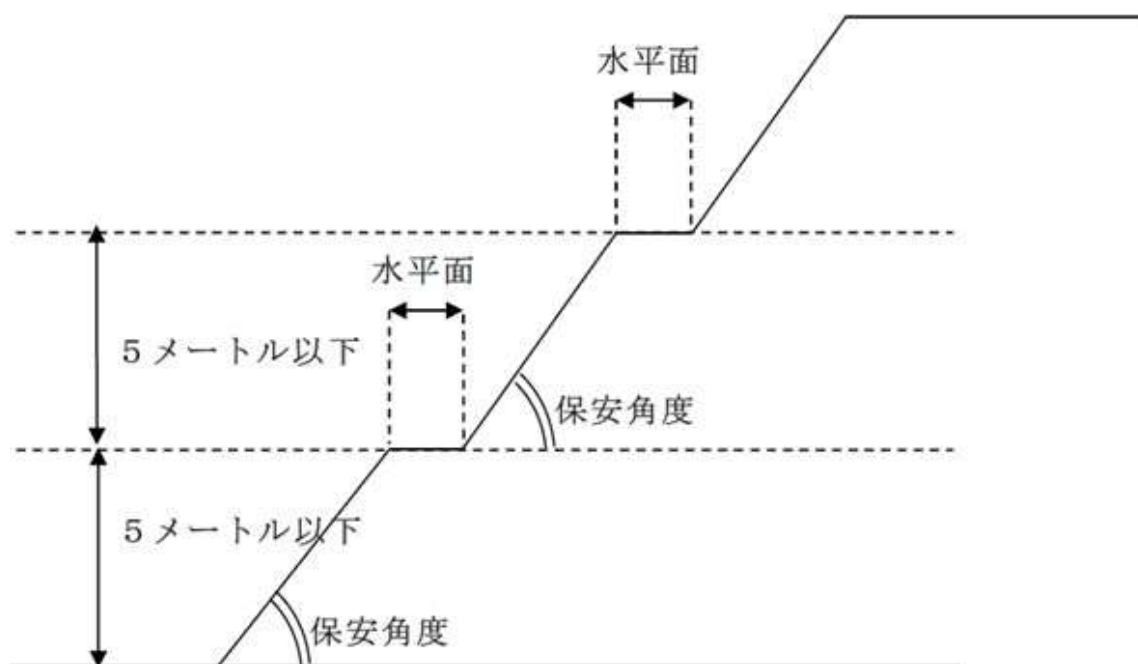


別図第 2

(1) 斜面における土採取の工法

階段式工法	傾斜式工法	平面式工法
		

(2) 斜面掘削の最終法面



備考

- 数字は、掘削の順番を示す。
- 水平面の幅は、地目が山林及び原野にあっては幅 2 メートル以上、それ以外のものにあっては幅 1 メートル以上とすること。

様式第 1 号（第 8 条関係）

特定土採取事業許可申請書

年 月 日

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり特定土採取事業の許可を申請します。

土 採 取 計 画

1 特定土採取事業の目的

2 特定土採取場の区域

所 在	地 番	地 目		面 積 (単位：m ²)	土地を利用 する権利の 種類	土地所有者 の住所及び 氏名
		現 況	登 記 簿			
計						

3 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間

(1) 採取する土の種類

(2) 採取する土の量 総採取量 立方メートル

(3) 採 取 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 作 業 時 間 時から 時まで

4 特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項

(1) 土採取事業の方法

掘削の方法	
掘削する高さ又は深さ	高さ・深さ 最大 メートル
保安角度	度
保安距離	隣接地の境界からの距離 メートル 家屋等の基礎部分からの距離 メートル

(2) 特定土採取事業に従事する者の数 人

(3) 特定土採取事業のための機械

土採取（積込みを含む。）のための機械						
機械の名称	型式	公称能力	採取能力 (m ³ /時間)	台 数	1 日平均 稼働時間	1 か月平均 稼働時間

5 特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項

危険防止等の看板の設置場所	
囲い柵の設置方法	
土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設	
排水の処理のための方法及び施設	
粉じんの発生の防止の方法	

6 特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項

(1) 特定土採取場の跡地の処理方法

跡地の利用計画	
跡地の処理方法	
埋戻しを行わない場合の理由	

(2) 特定土採取場の跡地の埋戻し方法

項 目	内 容
埋戻しの方法	
埋め戻す土砂の種類	
埋戻し面積	m ²
埋戻しに必要な土砂の数量	m ³

埋め戻す土砂の確保状況	ア 確保の方法（購入・採取）
	イ 採取場所（土砂発生元）
	ウ 確保土砂量
埋め戻す土砂の搬入方法	ア トラックの確保状況
	イ 1日当たり平均搬入台数及び搬入量
整地のための使用機械	ア 使用機械の名称
	イ 機械の公称能力
埋戻し期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	

(3) 特定土採取場の跡地の土砂等の崩壊の防止の方法

土の採取後の 法面	法面の高さ又は深さ		m	
	法面の勾配		度	
	法面に設ける水平面の幅		m	
法面保護の方 法	緑化計画	植草		
		種子吹付け		
		植樹	樹種及び樹齢	
			場所及び箇所	箇所
			本数及び面積	本 m ²
	その他			

7 採取した土の搬出方法に関する事項

(1) 土の搬出方法

方法			
能力			
1日当たりの搬出量	1日当たりの搬出台数	搬出時間	
m ³	延べ台	時から時まで	
交通整理員の人数			
安全施設の設置の有無	有（施設名） ・ 無		
土砂の飛散防止の方法			

(2) 国道又は県道までの搬出経路

距離及び幅員	
道路の種類	
通行の同意等の有無	有 ・ 無
重量制限の有無	有 ・ 無
舗装の有無	有 ・ 無
通行人の状況	

8 特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名

委託を受けた者	
現場責任者	

9 採取した土の搬出先の状況に関する事項

主たる土の搬出先の所在地	
搬出した土の処理方法	

様式第 1 号の 2（第 7 条関係）

周知内容等報告書

年 月 日

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 7 条の規定により、周辺住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

特定土採取事業場の位置	
周知の範囲とその方法	
周知内容の概要	
特記事項	

備考 周知する際に使用した資料等を添付すること。

様式第 2 号（第 8 条関係）

特 定 土 採 取 事 業 許 可 （ 不 許 可 ） 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

年 月 日付けで申請のあつた特定土採取事業の許可について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、壬生町土採取事業規制条例施行規則第 8 条第 3 項の規定により通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地及び面積	壬生町 m ²
採取する土の量及び土を採取する期間	年 月 日～ 年 月 日 m ³
不許可の場合の理由	
許可に付する条件	
備考	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、町長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から 1 年を経過しない範囲であつて、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、町（代表者は町長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書

私が所有する下記の土地に関して、壬生町土採取事業規制条例第 2 6 条の規定を遵守することを確約し、同条例第 8 条第 4 項の規定により、特定土採取事業の実施について同意します。

記

土地の表示

所 在 壬生町

番

地 目

地 積

年 月 日

住所

氏名

印

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

特定土採取事業に伴う隣接者の同意書

私が所有する下記の土地に関して、壬生町土採取事業規制条例第 8 条第 4 項の規定により、土採取事業の実施について同意します。

記

土地の表示

所 在 壬生町

番

地 目

地 積

年 月 日

住所

氏名

印

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

特定土採取事業変更許可申請書

年 月 日

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり特定土採取事業の変更の許可を申請します。

1 許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更の年月日

年 月 日

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

年 月 日付けで申請のあつた特定土採取事業の変更の許可について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、壬生町土採取事業規制条例施行規則第 1 2 条第 3 項の規定により通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
不許可の場合の理由	
許可に付する条件	
備考	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、町長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から 1 年を経過しない範囲であつて、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、町（代表者は町長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

壬生町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 1 2 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更の年月日

年 月 日

様式第8号（第13条関係）

災害等の発生を防止するための措置の届出書

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 許可の年月日及び許可番号
年 月 日 第 号
- 2 措置の内容
- 3 措置の理由（緊急を要すると認めた理由）
- 4 措置の年月日
年 月 日

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

特定土採取事業着手届出書

年 月 日

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

特定土採取事業に着手するので、壬生町土採取事業規制条例第 1 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
事業着手年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
現場責任者の氏名及び連絡先	
添付書類	1 事業開始前の現場写真 2 事業標識の設置写真

様式第 1 0 号（第 1 5 条関係）

許可土採取計画変更命令書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

壬生町土採取事業規制条例第 1 6 条の規定により、次のとおり許可土採取計画の変更を命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
変更命令の内容	
変更命令の理由	

様式第 1 1 号（第 1 6 条関係）

停止命令書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

壬生町土採取事業規制条例第 1 7 条第 項の規定により、次のとおり特定土採取事業の停止を命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
停止命令の内容	
停止命令の理由	

（注）この命令を受けたときは、直ちに当該土採取事業を停止すること。

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

措置命令書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

壬生町土採取事業規制条例第 1 7 条第 項の規定により、次のとおり措置をとるよう命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
措置命令の内容	
措置命令の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

（注）この命令を受けたときは、期限内に必要な措置をとり、その日から 1 0 日以内に町長に届け出て検査を受けること。

様式第 1 3 号（第 1 8 条関係）

特定土採取事業許可取消し通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

壬生町土採取事業規制条例第 1 8 条の規定により、次のとおり特定土採取事業の許可を取り消したので、通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
取消しの内容	
取消しの理由	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、町長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から 1 年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、町（代表者は町長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第 1 4 号（第 1 9 条関係）

特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書

年 月 日

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 1 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 許可の年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 完了（廃止・停止）年月日 年 月 日
- 3 特定土採取場の跡地についての災害の発生を防止するための方法又は当該特定土採取場の跡地の周辺的生活環境の保全のためにとつた措置

様式第 15 号（第 20 条関係）

土採取後の措置命令書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

壬生町土採取事業規制条例第 20 条第 項の規定により、次のとおり措置をとるよう命令する。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
措置命令の内容	
措置命令の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

（注）この命令を受けたときは、期限内に必要な措置を講じ、その日から 10 日以内に町長に届け出て検査を受けること。

様式第16号(第21条関係)

↑	←	1メートル以上										→
70センチメートル以上 ↓	特定土採取事業標識		氏名及び住所 連絡先 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名									
	許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号									
	採取土量		m ³									
	採取期間		年 月 日から 年 月 日まで									
	採取面積		m ²									
	現場責任者氏名 及び連絡先											
	↑	50センチメートル以上										↓

様式第17号(第22条関係)

特定土採取事業管理台帳

(年 月分)

特定土採取事業の許可を受けた者の氏名又は名称	記載者の氏名	印
特定土採取場の所在地	面積	m ²
許可の年月日及び許可番号	採取した土の量	m ²

日付	搬出車両の ナンバー	搬出業者の名称	搬出車両の 運転者氏名	搬出量（m ³ ）	土砂等の搬出先
計					

作業の内容	
-------	--

様式第 18 号（第 24 条関係）

特定土採取事業譲受け許可申請書

年 月 日

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第 24 条第 1 項の規定により、特定土採取事業の譲受けの許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
譲受けの相手方氏名及び住所	
譲受けの理由	
添付書類	1 申請者の住民票の写し及び身分証明書（法人にあつては、登記事項証明書） 2 特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書 3 特定土採取事業に伴う隣接者の同意書 4 譲受け誓約書 5 その他

様式第 19 号（第 24 条関係）

特定土採取事業譲受け許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町長

年 月 日付けで申請のあった特定土採取事業譲受けの許可について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、壬生町土採取事業規制条例施行規則第 24 条第 3 項の規定により通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
譲受けの相手方の氏名及び住所	
不許可の場合の理由	
許可に付する条件	
備考	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、町長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から 1 年を経過しない範囲であつて、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、町（代表者は町長）を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをしたときには、それに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第20号(第25条関係)

特定土採取事業地位承継届出書

壬生町長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

壬生町土採取事業規制条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定土採取場の所在地	
許可を受けた者の氏名及び住所	
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付書類	承継の事実を証する書面

様式第 2 1 号（第 2 6 条関係）

（表）

第 号	
写 真 縦 3 c m 横 2 c m	立 入 検 査 証 所 属 氏 名 生年月日
上記の者は、壬生町土採取事業規制条例第 2 7 条第 1 項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。 年 月 日 壬生町長 印	

（裏）

壬 生 町 土 採 取 事 業 規 制 条 例 （ 抜 粋 ） （立入検査） 第 2 7 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から土採取事業の委託を受けた者（以下「事業者等」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所、事業所、土採取場その他土採取事業に係る場所に立ち入り、土採取事業の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

（注）立入検査証の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。